

千葉港港湾計画書(案)

— 軽易な変更 —

令和6年3月

千葉港港湾管理者
千葉県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成30年10月 千葉県地方港湾審議会
- ・平成30年11月 交通政策審議会第72回港湾分科会

の議を経、その後の変更については

- ・平成31年 3月 千葉県地方港湾審議会
- ・令和 2年 3月 千葉県地方港湾審議会
- ・令和 2年11月 千葉県地方港湾審議会
- ・令和 3年10月 千葉県地方港湾審議会

の議を経た千葉港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	1
港湾施設の規模及び配置	2
1 専用埠頭計画	2
2 小型船だまり計画	3
土地造成及び土地利用計画	4
1 土地利用計画	4

変更理由

1. 立地企業の要請に対処するため、葛南西部地区において専用埠頭計画を変更する。
2. 作業船の適正な収容を図るため、千葉中央地区の小型船だまり計画及び土地利用計画を変更する。

港湾施設の規模及び配置

1 専用埠頭計画

1-1 葛南西部地区

立地企業の要請に対処するため、専用埠頭を次のとおり計画する。

水深6 m 岸壁 延長180 m [既設の変更計画]

既設
水深4.5 m 岸壁 延長180 m

2 小型船だまり計画

2-1 千葉中央地区

作業船の適正な収容を図るため、以下の施設について計画を変更する。

出洲船だまり

泊地 水深3～4.5m 面積2ha [既設の変更計画]

物揚場 水深4m 延長149m [既設]

小型栈橋1基 [新規計画]

岸壁1バース 水深4.5m 延長237m [既設の変更計画]

埠頭用地 1ha [既設の変更計画]

なお、これに伴い、既設の水深3mの物揚場121mを撤去する。

既設

泊地 水深3～4m

物揚場 水深4m 延長386m

物揚場 水深3m 延長121m

埠頭用地 2ha

土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応するとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、土地利用計画を次のとおり変更する。

1 土地利用計画

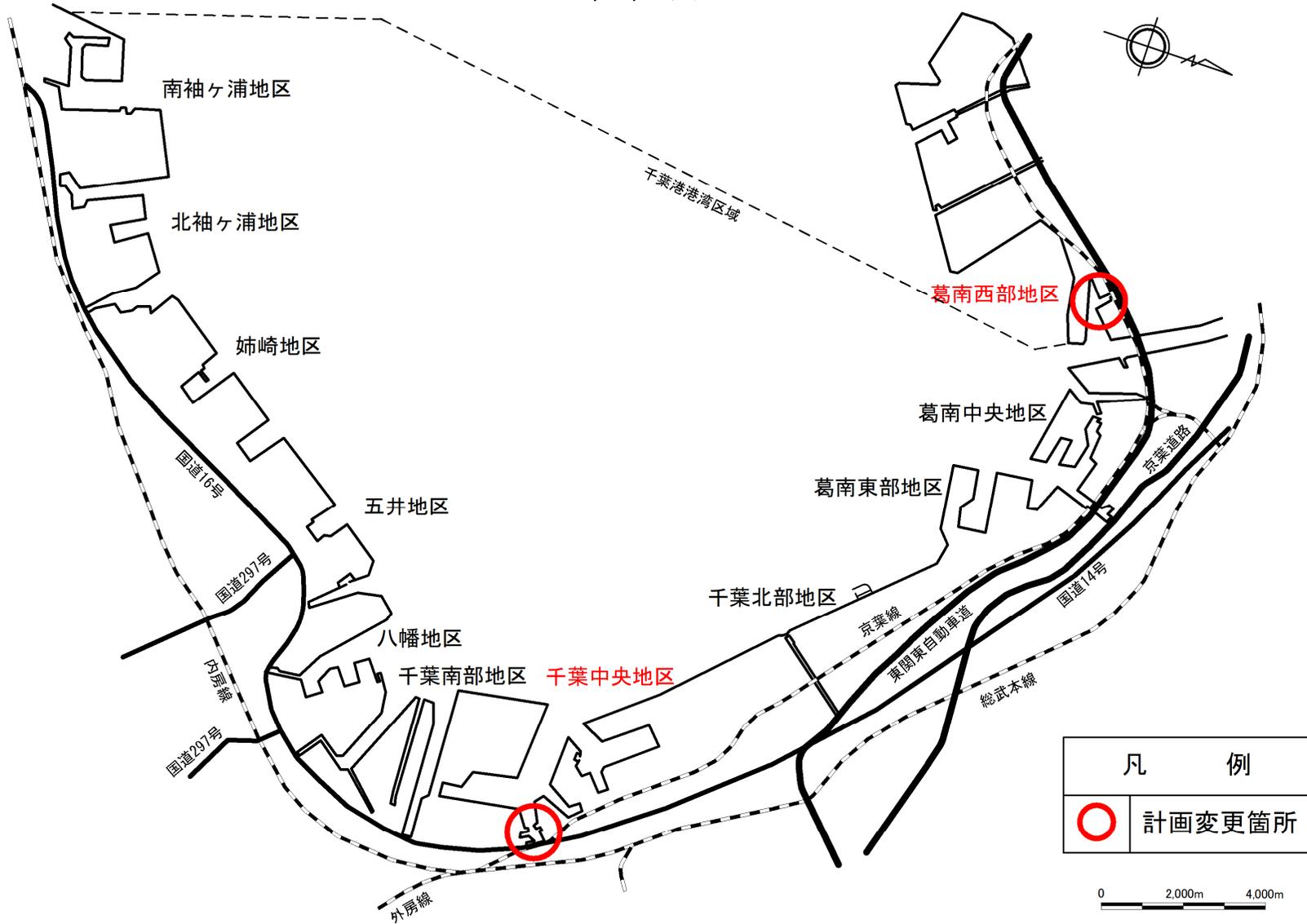
単位:ha

用途 地区名	埠頭 用地	港湾関 連用地	交流厚 生用地	工 業 用地	都市機 能用地	交通機 能用地	緑 地	廃棄物 処理施 設用地	合 計
千葉中央	(47) 47	(91) 91		(188) 188	21	(9) 24	(24) 24	(1) 1	(360) 396

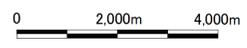
注1) ()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

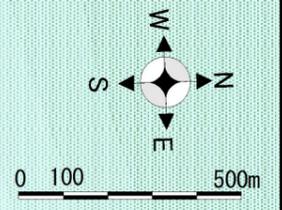
位置図



凡 例	
	計画変更箇所

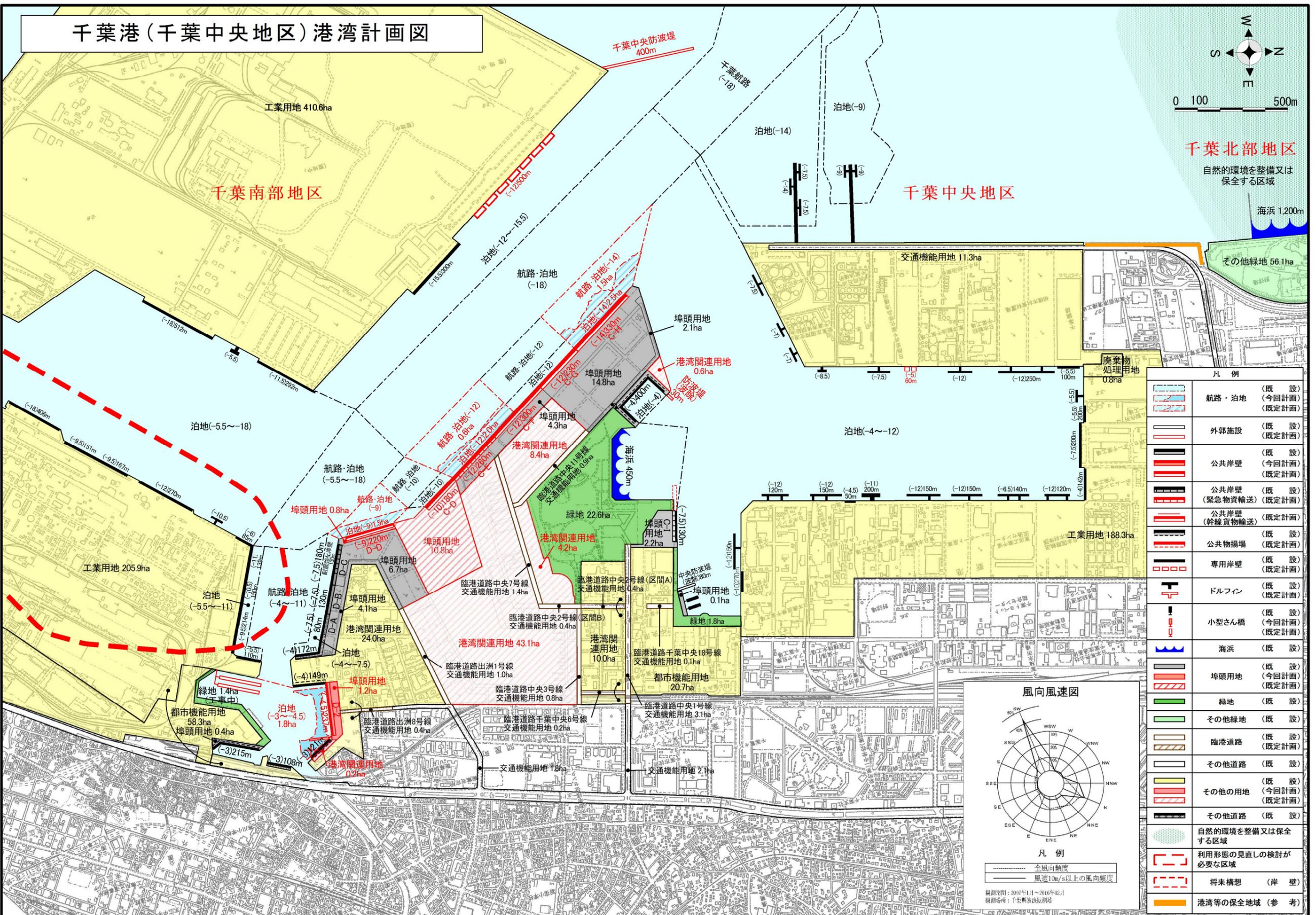


千葉港(千葉中央地区)港湾計画図



千葉北部地区
自然環境を整備又は
保全する区域

海浜 1,200m



凡例	
	航路・泊地 (既設/今回計画/既定計画)
	外郭施設 (既設/既定計画)
	公共岸壁 (既設/今回計画/既定計画)
	公共岸壁 (緊急物資輸送) (既定計画)
	公共岸壁 (幹線貨物輸送) (既定計画)
	公共物揚場 (既設)
	専用岸壁 (既設/既定計画)
	ドルフィン (既設/既定計画)
	小型さん橋 (既設/今回計画/既定計画)
	海浜 (既設)
	埠頭用地 (既設/今回計画/既定計画)
	緑地 (既設)
	その他緑地 (既設)
	臨港道路 (既設/既定計画)
	その他道路 (既設)
	その他の用地 (既設/今回計画/既定計画)
	その他道路 (既設)
	自然環境を整備又は保全する区域
	利用形態の見直しの検討が必要な区域
	将来構想 (岸壁)
	港湾等の保全地域 (参考)

